

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

武正委員長 次に、橘慶一郎君。

橘（慶）委員 真夏の朝であります。皆様方に、広い海、青い海、白い雲、そういった情景をお届けして、質問に入っていきたいと思っております。

万葉集巻七、一千八十九番。
大海に島もあらずに海原のたゆたふ波に立
てる白雲

それでは、よろしくお願いいたします。（拍手）

地方自治法の改正でありまして、先ほど来、和嶋委員からもお話ありました。手がたい改正、そしてまた丁寧な議論、こういうお話もありました。これは、地方制度調査会で昨年来大変もんでいただいて、まとめていただいたところがあります。そのプロセスについては、よかつたな、そしてきょうを迎えているということについて、よかつたと率直に思っております。

そこで、この第三十次地方制度調査会でありませうけれども、総理からは、議会を含む住民自治のあり方、きょうの地方自治法に結実しております。大都市制度のあり方、これは、この後、きょうまた提案する法案もあるようではありますが、そして、東日本大震災を踏まえた基礎自治体の役割と行政のあり方、三点についての諮問がありまして、今ほど来、一点目、この地方自治法の改正案、きょう審議しているわけですが、任期が残り一年余りございます。今後、どのような運営を考えておられるのか、まず大臣にお伺いいたします。

川端国務大臣 平成二十三年八月に、この調査会を発足させていただきました。同年中には、御指摘のとおり、議会、住民自治に関する改正項目を含んだ地方自治法の改正案について審議を行っていたら、十二月に御意見をいただきました。その後、本年一月に、諮問事項のうち、大都市制度のあり方及び基礎自治体のあり方から審議を進めていただくことが決定をされまして、二月以降、専門小委員会において、今月半ば現在であります。十一回の審議を行っております。六月に、大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点がまとめられたところでございまして、現在、この論点に基づき詳細に議論が進められているところであります。

今後の具体的な審議スケジュール、答申などの取りまとめ時期については調査会において決定されるということですが、私としては、大都市制度のあり方については、年内に何らかの取りまとめが行われることを期待しております。

東日本大震災を踏まえた基礎自治体の役割については、この大都市についての議論が一段落してから、それを踏まえながらの議論が進められていくようになるというふうに承知をしているところでございます。

橘（慶）委員 ありがとうございます。

大都市の問題、手続的な問題をこれからこの委員会でも審議をし、そしてまた、今、そういった具体的ないろいろな肉づけも地方制度調査会でも考えていただける、ここはわかりました。

あと残るのは、今大臣もおっしゃった、来年年になって、最後頑張っていこうというこの基礎自治体の役割という問題です。これから議論するわけですから、まだ方向性云々というのは早いのかもかもしれませんが、しかし、大震災を踏まえてということでもあります。どのような議論の方向性をお考えになっているのか、可能な限りお示しいただきたいと思っております。

川端国務大臣 先ほど申し上げましたように、東日本大震災を踏まえた基礎自治体が担うべき役割、行政体制のあり方については、大都市についての議論が一段落してからということを申し上げましたけれども、その際には、今回の大震災の応急対策や復旧復興において被災自治体が直面することになった課題を踏まえて、大都市のあり方の見直しが大都市以外の基礎自治体のあり方に与える影響等も勘案しながら御議論をいただくことになろうというふうに思っております。

基本的には、大都市問題の検討に当たつての留意事項においても、基礎自治体のあり方について

も検討するという方向性を既に示していただいておりますので、その線に沿って議論をしていただきたいと思っております。

橋（慶）委員 この分は、議論の進みぐあいを見て、またいろいろとお伺いしてまいりたいと思っております。

それでは、地方自治法の幾つかの論点、今回の改正の論点について、この後も審議がきょうは進むわけでありますが、言ってみれば皮切りの方の時間帯でありますので、立法者といいますか提案者の方のお考え、そのあたりを順次たださせていただきますきたいと思います。

まず、先ほど大泉議員からもありました、地方議会の通年化の問題。首長等の出席義務の取り扱いが一つの焦点になってくるものと思っております。

そこで、出席義務が課される定例日ということについて、通年化された場合に大体月当たりどれくらいの日数を想定されているのか、まずお伺いをいたします。

久元政府参考人 今回の改正案におきましては、通年議会制を選択した場合には、予見性がある形で定期的に議会審議を行う、そういう議会運営を実現するために、定期的に会議を開く日、定例日を条例で定めることとしております。

この開催日数につきましては、都道府県と市町村でそれぞれの行政課題が異なりますし、またそれぞれの団体の御事情もあろうかというふうに思われますので、各議会において判断すべきものでありますけれども、実際に、現行制度上、運用で通

年会期制をとっている状況を見ますと、最低月に一回は開いているところが多いようであります。

これに加えまして、予算、決算を審議する月にはある程度集中して会議を開いている。こういう運用を参考にしながら、それぞれの団体において運用されるのではないかと考えております。

橋（慶）委員 自身も地方議会の経験が当局側であるわけですが、やはり、確かに毎月各委員会と言われるものは開かれておりましたし、その辺が一つのイメージかなと。

ただ、この改正、やはり問題は、長と議会と、ある程度の緊張関係は当然必要ですが、それが行き過ぎた場合とか、いわゆる限界事例と言われる場合にそれがどのような取り扱いになってくるかということが一番問題でありまして、それをどう防いでいくかということも考えながら組み立てていかなきゃいけないんだろうと思っております。

定例日も、のべつ幕なし定例日ということでは大変困るという、その辺、常識の範囲でやっていただきたいということなんだろうと思っております。

そこで次は、議案の審議の問題であります。今までのおおむね四半期ごとの定例議会ということでありまして、大体それに合わせて補正予算であったり条例案であったり事務方としてはまとめまして、そしてその議会の、六月議会なら六月議会の初日に一括提案し、最終日に議決をいただきます。こういう一つの言ってみれば季節性といいたすかりズムがあるわけですが、通年議会ということになりますと、その辺がどのようなリズムに変

わっていくのかというのが少し、やはり皆さん関心があるところではないかと思っております。

この辺を、例えば国会の場合はまさに随時提出という形になっているわけですが、どのようになつていくというふうに考えておられるのか、総務省の見方を伺います。

川端国務大臣 通年の会期制を採用する場合にあっては、予算とかそれに関連する条例等の議案については、長から一括して出していただいて、一定期間に集中して審議していただくというのは、これはもうどうしても必要になるというふうに思っております。

例えば、当初予算案については、自治法上、都道府県及び指定都市にあっては年度開始前三十日その他の市及び町村にあっては二十日までに長が議会に提出することとされておりまして、これに関連する条例案等も提出する必要があります。このために、これらの予算、条例等の議案は長から一括して提出されて、二月とか三月に審議が行われるということは、これはしなければならぬということでありまして。

そういう意味では、通年会期を採用する場合にあっては、定例日を条例で定め、住民に明らかにすることを要しますが、例えば、予算審議が予定される一月や二月は、定例日を他の月より多く定めたり、定例日以外の日にも会議を開くことなどが考えられるのではないかと考えております。

橋（慶）委員 やはり、その辺のリズムを壊さない形で議会の活性化を図っていかなくちゃいけないだろうと思えます。

そして、先ほどもちよっとお話がありました、長が出席すべき日時に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは出席義務が免除されるという法百二十一条の改正規定であります。

ここで、正当な理由ということについて、それがどういふものであるかというのが一つの焦点であろうと思っております。どのようなことを想定されているのか、提案者の考え方を伺いいたします。

久元政府参考人 長などの出席義務につきましては、地方制度調査会でもさまざまな議論があったところでありますが、その意見において、「長の円滑な職務遂行に配慮し、一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべきである。」というふうにされたことを踏まえまして、改正規定を盛り込んだところであります。

正当な理由といたしまして考えられる例といたしましては、例えば、災害による交通の途絶や現地対応、その団体にとって重要な影響のある公務出張、あるいは重い疾病や傷害、出産といったような事情を想定しているところでございます。

橘（慶）委員 この正当な理由をもって、今三点ほど例示をいただきましたけれども、こういったことで議長に首長側が届け出をするということでありませう。

その場合、届け出という行為、この規定の趣旨なんですから、届け出でありますから、議長側には、長等の欠席の許可権、許可するとかしな

いとかが、そういうところまでは与えていないんだらう。もちろん、届け出を受けないということもできないわけではないということにはなるのかも知れませんが、基本的には、届け出ですから、それは受けるという形になるのかなと理解するんですが、この辺の解釈はいかがでしょうか。

久元政府参考人 御指摘のとおり、正当な理由があるかどうかということ判断するのは長でありまして、議長の側においてこれを許可するとかしないとかといったような権限を有するものではないというふうに考えております。

橘（慶）委員 あとは、今申し上げたような、想像をたくましくすると、その届け出を受け付けないんだなんて言われると困るところが最後議論としては残るのかなとちょっと思いますが、これも、一応許可権ではないということは理解いたしました。

それから、会期を通年化するということになれば、首長が専決処分をする事件というのは、通常の状況ではほとんど、要するに、議会がずっと通年であるわけですから、ほとんどなくなっていくのかな、このようにも思うわけでありませう。

そういう意味で、言ってみれば、専決処分の要件であります、特に緊急を要するため議集を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということが通年議会の場合はなかなか想定しにくくなるのかなと思っておりますけれども、通年議会においての専決処分というのはどういふ事態があり得ると考えておられるのか、お伺いをいたします。

久元政府参考人 通年会期制を選択する自治体におきましては、基本的には常時活動能力を有することになります。したがって、今専決処分として比較的多く使われております、特に緊急を要するため議集を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときという状態は、一般選挙後に議員の任期開始日から三十日以内で長が招集するまでの間、こういう場合を除きましては生じないことにならうかと思っております。

したがって、この場合に専決処分があり得るのは、議会が成立しないとき、あるいは議会が議決すべき事件を議決しないとき、こういう場合になるのではないかとこのように想定しております。

橘（慶）委員 私は、雪国なものですから、私の経験でいうと、あと限界事例になるとしたら、除雪費の専決あたりが、大雪が降った、お金がなくなつた、どうするということときに、専決なのかな、議会にすぐお願いするのかなというあたりが焦点かなと思つたりもしておりますが、今一応、総務省の解釈は理解いたしました。

それから今度は、通年議会からちよっと離れませんが、公聴会あるいは参考人の招致ということについて、今までは委員会ベースで行われているという形になっていたわけですが、今回の規定では、本会議でもそういうことを行えるようにする、こういうことでもあります。この辺、この規定を置いて本会議でもできるようにする趣旨についてお伺いをいたします。

久元政府参考人 公聴会は、重要案件の審査に

おいて直接住民から意見を聞くものでありまして、また、参考人招致は、利害関係人、学識経験者等の出頭を求め、意見を聞くものでありまして、現行制度では、いずれも委員会においてのみできることとなっております。

しかしながら、比較的小規模な団体におきましては議員の数も限られておりますことから、住民参画の機会を拡大し、審議を活性化させるという観点から、本会議においてもできることとするという趣旨でございます。

橋（慶）委員 続きまして、再議制度でありませけれども、この対象を条例、予算以外に拡大をしていくわけでありませ。しかし、この新たに対象となる案件についての議会の再議決要件、もう一度審議してくれといったときの再議決要件は、今までの条例、予算の場合の三分の二以上ではなくて、過半数ということになるわけでありませ。ここは、その差をつけられた理由についてお伺いいたします。

久元政府参考人 現行の再議制度は、執行権を有する長が議会の議決に異議を有する、いわゆる拒否権として設けられているものでありまして、執行する立場にある長の考え方を踏まえた上で、議会に再考を促すことを目的としております。

現行法上、一般再議の対象となっております条例、予算は、各自治体の団体意思の決定として特に重要なものでありますので、三分の二の特別多数議決を要することとしております。

一方、今回導入するそれら以外の議決の再議対象は、主として、自治法の九十六条二項に基づき

任意に議決事件となるさまざまな計画ですとかあるいは市民憲章などでありまして、条例、予算とは性格が異なるというふうにご考えまして、再議決は過半数議決で足りるというふうにご立案したところでございます。

橋（慶）委員 ここまで、幾つか解釈について論点になるところをお伺いしてまいりまして、それを御答弁いただきました。ここから三つは、国地方係争処理委員会ということについてちょっとお伺いしてまいりたいと思ひます。

今回、このことについて、国が違法確認訴訟ができるということまでの規定になっているわけですが、その前段にあります国地方係争処理委員会というものが総務省に今置かれてるわけでありませ。これは、いろいろな事務について地方と国の考え方が違ったという場合について、その考え方についてどうであるかということを審議いただく、そういう委員会ということでありませ。

この処理委員会が設置された時期、それからこれまでの係争案件の状況について、実績について確認をさせていただきます。

久元政府参考人 国地方係争処理委員会は、平成十一年の地方分権一括法による地方自治法の改正によって設置されました、国の関与に關して不服のある地方自治体からの申し出を受けて審査、勧告などを行う機関であります。

平成十二年の四月に最初の委員が任命されました、以降三年ごとに任命されております。現在の委員は、ことしの四月に国会の同意をいただきまして任命が行われました。

国地方係争処理委員会がこれまで審査の申し出を受けて勧告等を行った事案は二件となっております。一件目は、平成十三年四月に横浜市から、勝馬投票券発売税新設についての総務大臣の不同意に係る審査の申し出を受けたものであります。

二件目は、平成二十一年十一月に新潟県知事から国土交通大臣が行った鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する認可に係る審査の申し出がされたもの、この二件ということになっております。

橋（慶）委員 この委員会でありませけれども、法第二百五十条の八におきまして、委員の身分でありますけれども、五人で、非常勤が原則であります。しかし、二人以内は常勤とすることもできる、こういう規定になっているわけでありませが、これまでの、今お話があつたこの十二年余の中で、常勤の委員を置いた時期はあるのか、確認をいたします。

久元政府参考人 ただいま御指摘をいただきませたとおり、国地方係争処理委員会の委員につきましては、委員五人のうち、必要に応じて二人以内を常勤とすることができるとされております。

平成十二年四月に初めて委員を任命して以来、これまで常勤の委員が置かれたことはございません。

橋（慶）委員 何を申し上げたいかというところ、今おっしゃったように、これはセーフティーネットとしては大変大事なものはあるわけですが、これも、しかし、その委員を任命しておくということについては、やはり委員の方に当然、非常勤であつても若干の手当はお支払いしなさいいけない

し、そして、こういう委員会が、行政のいろいろな問題、課題が、別にこの総務委員会に限らず、多岐にわたってまいりますと、やはりいろいろなシステムをつくっていく、いろいろな委員会をどうしてもつくっていく、そういうことで、政府における審議会のみならずいろいろな委員会というのはどうしてもふえる傾向にあるんだろうと思うんです。かといって、やはりそれは大変大事な役割を持つこともありまして、今お話のあったように、十二年間で二回しか係争案件がないという委員会もあるわけであります。

こういったところで、何かこういった委員会のあり方とか委員の手当のあり方とか運営の仕方、やはり節約するところは節約するとかいろいろなことをやはり考えていかなきゃいけないんじゃないかという思いを、この委員会に限らず全体にするわけです。それは、ある意味で、また総務省でいえば行政管理局あたりのお仕事としてもあり得るのかなと思うわけです。

実は、この国地方係争処理委員会は、二十二年度については会議が一度も開かれずに、二十三年度については、市の中の自治紛争処理の報告があったただけ、こういう状況であります。一面、麗しいこと、幸せなことなのかもしれませんけれども、しかし、これは何か運用の工夫というのが、いろいろ考えてみられてもいいんじゃないか、これは提案でございますが、いかがでしょう。

川端国務大臣 この制度自体が地方からの審査の申し出に基づいて審査を行うということでありまして、しかも、国、地方の係争について言えば、

簡易迅速な手続において早期の解決を図るということで、審査の申し出から九十日以内に審査を行うことというふうになっておりますので、具体的に審査の申し出がない場合は必ずしも委員会を開催する必要はありませんが、出てきたときには迅速にということ、スタンバイ状態になっているということが、制度的にはそういうことで今ずっと置かれていっていることでございます。

御指摘のとおり、運用について少し工夫があるのではないかとすることはそのとおりだということに思いますので、制度上、いつあってもすぐに開けるようにという体制は要するというのが背景にありますけれども、運用については少し検討してまいりたいというふうに思っております。

橘（慶）委員 ありがとうございます。
今、県レベルあたりでも、行政委員について例えば月額報酬制にしないで日当制に変えたりとかいろいろなことを、やはり行政を見る目が厳しくなってくる、あるいは、その委員会の必要性とかその委員会の置かれている重さとかいろいろなことで機動的に対処されている例もふえてきているように思います。

今国会のいろいろな法案を振り返ってみても、また幾つかの委員会というものは当然設置されていくという状況にありますので、また一度、今の大臣の御答弁はありがたいと思えますけれども、行政管理局等でそういった委員会とかそういうものを不断の見直しということで見詰めてみられたらいかがかな、このように提案をさせておいていただきます。

それからもう一問、違法確認訴訟ということで、今度は、国が地方の不作為ということについて違法確認ができるようになるわけでありまして、これは、よくあるといえればある例なんですけれども、この確認訴訟については、一審、いわゆる地方裁判所からではなくて高裁から、高裁、最高裁ということ、一審、二審という形で行われることになるようであります。

このことについて、高裁から始めるということの趣旨だけ確認をさせていただきます。

久元政府参考人 今回創設をお願いしておりまして違法確認訴訟におきましては、被告が所属する普通地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所を第一審の裁判所としております。

これは、この訴訟が、地方自治体が国等による是正要求等に応じた措置を講じず、かつ、審査の申し出を行わないときなどに国が出訴するものでありまして、国と地方自治体との間の係争を特に迅速に処理する必要があるというふうに考えたためであります。これまでの累次の機関訴訟の訴訟類型などを参考に、高等裁判所というふうにさせていたいただいているところでございます。

橘（慶）委員 ここまで、改正法に係る解釈の問題についていろいろお伺いをさせていただきました。

せっかくの機会でありまして、もう少し広く地方自治制度、あるいは議員のあり方全般について、残された時間であと幾つか質問をさせていただきますかと思えます。

まず、地方議会議員の年金問題でありまして、

昨年、今までの旧の地方議員年金については廃止がなされたわけでありませんが、この委員会でも審議がなされ、この委員会、また参議院の総務委員会での附帯決議がつきまして、これにかわる制度についてのいろいろな検討ということを一年以内ということ、附帯決議をさせていただきましてその結果として、総務省において、地方議会議員の新たな年金のあり方に関する検討報告ということを四月十一日に取りまとめさせていただいているわけであります。

今申し上げた附帯決議を踏まえて、この検討の中で、これではまだ答えが出たというわけではなくて、検討はさらに続けていくというような形の答えなわけですけれども、今、被用者年金一元化という動きも新たにできてきている中において、この問題の今後の取り扱い、進め方について、総務省の方針をお伺いいたします。

稲見大臣政務官 お答えいたします。

今委員御指摘のとおり、衆参両院総務委員会におきます附帯決議を踏まえて、総務省として検討を行ってまいりました。四月十一日に、方針を出したわけではありませんけれども、法的な課題を整理するというところで、附帯決議を提出いただきました三会派には御報告をさせていただきました。この検討におきまして、被用者年金一元化により共済年金が厚生年金と統合予定であるということとを前提といたしますと、地方議会議員が厚生年金に加入するか、あるいは、その前に地方議会議員が地方公務員共済に加入した上で被用者年金一元化後に厚生年金に移行するか、このどちら

かの方法が考えられるわけであります。

その場合、地方議会議員が被用者年金に加入することによって、国民、住民の政治参加や地方議会における人材確保に資する、こういうふうには考えております。

ただ、一方で、保険料の二分の一の事業主負担が生じる。粗い計算で、毎年度約百七十億円程度の公費負担が必要だ。また、厚生年金におきましても加入要件、被用者要件や労働時間要件がございまして、そのことに対する法的手当てが必要。地共済の場合は常勤要件、こういうことで、これについても法的手当てが必要になってくるというふうにも思っております。

こうした論点につきまして、国会議員の取り扱いとあわせて検討することが望ましいというふうなことを考えておまして、引き続き検討が必要だという現段階での考えでございます。

橋（慶）委員 この問題は、議員さんというものの、議員の、言ってみればどういう身分概念なのかといいますが職業概念なのかということであったり、あるいは、いろいろな方々に議員になっていた道を開くとか、いろいろな観点からの議論は、やはりこれは必要なんだろうと思っております。

そして、いわゆる使用者側負担ということについては、言ってみれば歳費の調整というようなことでの、いわゆる議員報酬の調整というようなことも考えられるかもしれません。

いずれにしても、要するに、議員というのが最後の職業にならないとすれば、ある職業から議員

になって、またある職業に戻っていくというようなことを考えた場合に、やはり年金というものがポータブルであれば、なおいい。それが、言ってみれば厚生年金とかいろいろな年金を一元化していくということ、ある意味で二階建てまでポータブルにしていくんだ、自営業の方はちょっと違う扱いだけれどもという、そういう精神があると思えば、やはりこの辺で、もう少しそれは検討が必要だということは十分理解しながらも、一つそういった、議員さんというものはどういうもので、どういう形がいいのかということについて、ぜひこの報告というのを一里塚にさせていただいて、さらに前向きにこの問題の解決について検討をお願いしたい、このように思います。

続きまして、出先機関改革のことではありますが、引き続き政府・与党内で、いわゆる局をプロジェクト単位で広域連合等へ移譲するということについては関係法案の検討が続いているんだろう、このように思っております。しかし、本件については非常に慎重な取り扱いが求められている。先ほど来お話があったとおり、市長会あるいは町村会、いろいろな意見がございまして、そしてまた、今現実、議論も政府・与党内で続けられていると伺っております。

主な論点として何が問題になっているのか、一応伺っておきたいと思っております。

稲見大臣政務官 今御指摘がございましたように、出先機関の原則廃止につきましては、アクション・プラン推進委員会を中心に検討を進めてきたところでありまして、関係府省の政務等の

出席のもとでの議論を行っております。

今のところ、六月八日に開催をしました第九回のアクション・プラン推進委員会が最終になっておりますけれども、最終的には、法案等を与党の議論に付すという取り扱いについて川端大臣に御一任をいただいたところでありまして、政府としての調整はおおむね終えたというふうに考えております。

先ほど委員からもございましたように、与党の地域主権調査会で、この件につきましては三十回以上総会を開いて御議論をいただいているところでございますけれども、特に、改革の理念、災害時の対応、それから市町村の意見反映のあり方といった点が主たる論点になっているというふうに認識をいたしております。

今後、与党の議論も踏まえつつ、政府として、引き続き、今国会に法案を提出すべく最大限努力をしてまいりたいと思っております。

橘（慶）委員 やはり理念、あるいは今お話あった災害時の問題等、いろいろな論点があるんだと思います。

いきなり高い山に登ることだけが物事の解決法ではないといつも申し上げるわけですけれども、そういう中で、もう少し登りやすい山があるでしょう、それはアクション・プランの中にも書いてある、その他三課題だと思っております。その他三課題、すなわち、ハローワークというものの地方移管について研究をしてみる、あるいは直轄道路、河川について可能な区間はないか調べてみる、あるいは国と地方が合意できる、それは大きな事

務ではないかもしれないけれども、事務を少しでも移していく。こういうものを一つ一つ登っていくことによつて、今回の地方自治法の改正のよつに一つの到達点に来る、到達点に来れば次の見晴らしがよくなってくる、そういうものではないかと思ひます。

そのような気持ちで、ぜひそういうお取り組みをという気持ちから、この直轄道路、直轄河川の問題、ハローワークの問題は東西で二つやってみるということですから、それは前進を評価するわけですが、直轄道路、河川の方が、どうも三月来、チーム会合も開かれていないように思うんですけれども、これはどういう問題があつてとまっているのか、お伺いしておきたいと思ひます。

稲見大臣政務官 御指摘のように、ハローワークにつきましては、この十月から佐賀と浦和でのハローワーク特区が発売をいたします。また、一体的な実施につきましては、いろいろなところから手を挙げていただいております。今、自治体で六十自治体、都道府県で二十六、市町村で三十四で一体的な運営が行われております。

御指摘の直轄道路、直轄河川につきましては、三月二十八日に第二回のチーム会合におきまして、二井山口県知事から、昨年十一月二十一日に全国知事会で取りまとめられた直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレームについて説明が行われまして、それも踏まえた議論が行われたところであります。以前に、パイパスができたときの現道の運営などにつきましてもありまして、まだこの直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するに至って

おりませんけれども、そういう財源問題が、やはり議論がまだ進んでいないという内容であります。そう考えますと、先ほどもありました、出先機関の事務、権限のブロック単位での移譲の取り組みが今片っ方で進んでおりまして、地方整備局の事務、権限の移譲というふうなことを検討してまいりますと、整備費であるとか維持管理費であるとかあるいは他所の人員費、事務費はどうしていくのかということを含めていかなければなりませんので、その検討状況を見ながら進めるといのが現段階だと考えております。

橘（慶）委員 いみじくも今政務官がおっしゃつたように、そうやって、大きな問題を解決するときでも、たくさんいろいろな論点があるわけです。逆に、この直轄道路、直轄河川の財源フレームワークを解決しておけば、次のステップということを考える際に一つのヒントになるんじゃないか。そういう意味において、どうか、また叱られるのかもしれないけれども、後先を逆にすると、意外と物事がすつといくのかなんて思つたりするんですが、一応これも提案だけさせていただきますたいと思ひます。

もう一つ、共通課題の問題もあるわけですね。知事会が求める三事務、農地転用、産業振興、交通体系、なかなかこれは難しい問題もあるかもしれませんが、こういったことが知事会からは提案されている、こういうのを知事側といいますか県側におろしてほしいと。関係府省からは、A a 事務と言われる、そういうものからなら渡してもいいよ、こういう話もある。

こういつたところも、確かに、一次、二次の一括法のそういう精神でいろいろと、事務の移譲とか義務づけ・枠づけの見直し、いろいろの一步一歩進めてきているわけですけども、このいわゆる三事務あるいは A a 事務の中からも、一部でも前へ進めたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

稲見大臣政務官 御指摘をいただきましたように、A a 事務につきましては、社会福祉法人の許認可が行われた後の監督、こういうふうな非常に細かい事務なんか含まれております。

したがって、この A a 事務と、それから知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求めております御指摘の三事務、農地転用、産業振興、交通体系、両方を検討のテーブルにのせて議論を進める、こういうふうに行っているとございまして、共通課題チーム会合を開催する等により、関係府省と知事会の意見をよく聞きながら、今後、できるだけ早く検討を進めてまいりますと思っております。

橋（慶）委員 国から地方へ、地方分権という一つの大きなビジョンの中で、しかし、そういうビジョンの中で進められるところを着実に進めていくということがやはり必要なんじゃないか。ぜひ、余り難しいものをどうしても今国会の間に何とかしなきゃとか、そういうふうな力まねずに、やはりできることを一つ一つしっかりやっていただきたい、こういうふうな提案をさせていただきたいと思います。

もう一つ、せつかくの時間でありますので、中

核市制度、特例市制度についてちょっとお伺いをしておきたいと思います。

今、大都市、政令指定市、そしてまた特別区の問題、これが非常に話題になっているんですが、中核市、特例市という制度についても非常に定着してきていると思うんですね。人口三十万人以上の市については中核市制度、二十万人以上については特例市制度、そして、面積要件等も緩和されて、かなり指定も進んできております。この成果について現状どう思っておられるのか、見解を伺います。

川端国務大臣 中核市制度というのは、比較的都市規模が大きな市に対して、保健所に関する事務を初めとして、その事務、権限を強化して、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにするために創設されました制度でありまして、平成二十四年四月現在で四十一市が指定されております。

特例市制度は、中核市制度創設後、さらなる市町村への権限移譲を推進するため、二十万人以上の市に対して権限をまとめて移譲するために創設された制度で、二十四年四月現在で四十市が指定されております。

中核市、特例市制度は、制度創設後も、昨年八月に成立した第二次一括法などによる権限移譲の受け皿となるなどしまして、基礎自治体への分権を進める上で一定の役割を果たしてきているものというふうな認識しております。

橋（慶）委員 このことについては、そういった中核市、特例市にあとどんな権限あるいは事務

をおろしていくかという問題もまだあります。

例えば、よく児童虐待等で大事な場所だと言われる児童相談所とか、あるいは障害者手帳の交付とかいろいろな事務があって、逆にまた住民に身近な基礎自治体の方へおろしていった方が、あるいは、保育所等も当然自治体では運営しますので、かえって児童相談所なんかはその方がいいのかなんて現場から見ていると思ったりするところもあるわけです。そういった、中核市、特例市の権限といいますか、できる事務というものの、メニューをふやしていくという方向が一つあるでしょうし、そのことによって都道府県のあり方もまた考えていけるでしょう。

もう一つは、特例市なんですけれども、これについては、今人口二十万という縛りで、大臣がおっしゃったように四十市ということになっておりますが、これも、例えば総務省さんの施策であれば、定住自立圏の中心市あたりぐらいにまでおろしていくことだっただけ考えられるんじゃないかと思えます、一つの固まりという意味でいえば。しかも、国勢調査が二十二年に行われた結果によりまして、結構今、人口がみんな減るものですから、実は二十万人以上で指定された町もかなり、十九万とか十八万になっている町も出てきているようでもあります。

そういった中において、特例市制度について、例えば十五万人程度まで人口要件を下げていくようなことも考えられないのか、これも提案を申し上げるわけですが、総務大臣の方から見解をお伺いいたします。

川端国務大臣 今、地方制度調査会で大都市問題について御議論いただいているんですが、特例市についても御議論いただいております。

そういう中で、全体的には、地域主権というか地方分権ということで、一般市への権限移譲が随分進んでまいりました。そういう部分で、特例市として固有に処理する権限が実は減少している、みんなに渡してしまっただということがあります。

ということ、地方制度調査会の専門小委員会では、大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点についてという、都道府県から市への権限移譲が進み、特例市として固有に処理する都道府県の権限が減少していることから、特例市のあり方について見直す必要はないか、中核市人口三十万以上、特例市人口二十万以上という区分は適切か、中核市、特例市にさらに移譲すべき事務はあるかというふうなことを論点として提起をいただいております。

この地方制度調査会の御議論を踏まえて、答申をいただいた上で、特例市制度についての見直しを検討してまいりたいというふうに思っております。

橘（慶）委員 こんな例えがいいのかどうかわかりませんが、地方への分権というのは、言ってみれば将棋の山崩しみたいなものじゃないかと思っております。そおと一つ一つ外していけば、最後まで全部外していけるはずなんじゃないかな、山の崩し方を間違えると、なかなか山が崩れないんじゃないか、あるいは崩し間違えるんじゃないかと。ぜひそこは、丁寧に、手がたくという最初

のお話もございましたが、そういうお取り組みを期待申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。